

# 新しい教科書を手にするみなさんへ

2019年4月9日 西部中学校人権教育部

今日、みなさんは、真新しい教科書を手に入れます。しかし、お金を払う必要はありません。このようにお金を払わなくてもいいことを「無償」といいます。いくら、自分でお金を払っていないからといっても、名前も書かず、落書きをしたり、破ったり・・・・・・というようなことをしたことはありませんか？

今みなさんが手にした「国語」の教科書はいくらだと思いますか？一冊1, 2年生は790円、3年生は817円です。1年生の教科書代は、一人15冊で合計8477円します。2年生は、9冊で合計4014円、3年生は6冊で合計3670円という金額になります。日本全国でこの金額をすべてたすと400億円以上になります。この金額がすべて「無償」なのです。

2・3年生は、毎年同じ学習をしているし、新しく本校の仲間となった新1年生もきっと小学校で、学習をしていると思いますが、もう一度思い出して「無償」について、考えてみましょう。

## 教科書無償の運動

(1) 今から50年ほど前まで、教科書は、毎年、新学期をむかえる前に各家庭でそろえることになっていました。古い教科書をゆずってもらったり、古くて使えないものや、ないものだけを買そろえたり、毎年、3月になると母親たちは、大変苦労をしていました。新しい教科書を全部そろえると、小学校でも約700円、中学校では1200円ほどかかりました。女の人が一日働いても300円ほどの収入しかなかったのですから、子ども的人数が今と比べて多かったその当時は、教科書をそろえてやるだけでも大変な出費でした。

ある地区の人々は、さらに大変でした。それは、きびしい差別のために、安定した仕事や好きな仕事につくことができなくて、苦しい生活を強いられていたからです。そこで子どもたちは、少しでも家の手伝いをして、生活を助けるために学校を休んでまで働きました。その結果、十分な教育を受けられなかったために、安定した仕事につくことができずでした。だから、その地区の人々は、せめてわが子には、「新しい教科書を持たせてやりたい」「学校で勉強をさせてやりたい」という願いが、特に強かったのです。

1960年頃になると、物価も上がりはじめ、教育費の保護者負担を軽くしようという動きもではじめました。

このころ、高知市の長浜地区でも、学校の先生たちや市民図書館の館長さんと一緒に、お母さんたちの読書会が始まりました。2年ほどたつうちに、

「私たちが習った歴史と、今の子どもたちが習っている歴史は、ぜんぜん違う。私たちも子どもの教科書を使って勉強しなごう。」という声が出はじめ、憲法の学習も始まりました。その中で、憲法の26条第2項に記されている。

『すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。』という部分が問題になりました。

「義務教育はこれを無償とするというのだから、教科書を買うのはおかしいのじゃないか」

「教科書はもともと政府が買い与えるべきものだ」

「教科書がタダでないということは、憲法で定められたことが守られていないということではないのか」ということなどが話し合われました。そして、1961年2月に、長浜地区で行われた学習会の中で、「いくら請願しても効果はない。タダで配られるまで買わずにがんばろう」という提案がなされました。その後、校区のいろいろな団体が力を合わせて『長浜地区小中学校教科書をタダにする会』をつくりました。

(2) この会は、各地で集会を開き、署名運動をはじめ、いっしょにたたかう団体も増やしていきました。教科書の無償要求は、憲法を守らせるための運動であるということに気づいた人々は、この運動を盛り上げ、支えていきました。そして、その要求の正しさが理解され、一週間もたたないうちに長浜地区で1600名もの署名が集まりました。その要求を、高知市の教育委員会に持ち込み、『憲法を守るために教科書を買わない』というたたかいを始めました。この運動は、新聞やテレビなどのマスコミにも取り上げられ、注目を浴びました。

教育委員会は、『教科書をタダにする会』との交渉によって、無償の要求は正しいと認めましたが、「全員に教科書を配るとなると市の予算を超えるので、買える経済力のある人は、買って欲しい」と答えるばかりで、全員に教科書を配るという約束は、絶対にしませんでした。

「買える経済力のある人は、買って欲しい」という教育委員会の答えをはねのけ、2000名の児童生徒のうち約8割にあたる1600名が、教科書を買わずに新学期がスタートしました。先生たちは、教科書を持たない多くの子どもたちのために、ガリ版ずりのプリントを使って毎日授業を進めていきました。

一方、『教科書をタダにする会』も、毎日のように教育委員会と交渉を持ちました。けれども、なかなか思うように話し合いは進みませんでした。そこで、この会は、教育委員会だけでなく、市長とも交渉をしていきました。しかし、これらの交渉が長引くうちに、最初はこの運動の正しさを理解し、賛成していた親の中からも、動揺が起こりはじめました。

「教科書を使って授業をして欲しい」

「教科書もよう買わん親に、親の資格はない」

といった反対の声を上げる人も出てきました。さらに、市の教育委員会の問い合わせに対して、国は、「義務教育の無償は、授業料を取らないということであって、教科書をタダで配るということではない」と答えました。これらのことを新聞などで知った人の中には、不安になって、運動から離れていたり、教科書を買う人たちも出てきましたが、多くの人々は、ねばり強く運動を続けました。

運動は5月に入り、教科書を買うのは難しいと認められた、長浜小学校の4分の1の子どもに、教科書が配られました。すべての子どもたちに、無償で教科書を配るべきだという要求は、まだまだ満たされていませんでしたが、もう、これ以上プリントでの学習は続けられないとして、涙をのんで運動を打ち切りました。

(3) しかし、この運動はその後、運動の正しさがたくさんの人々や団体・政党に支持され、全国的な運動に発展し、国会で大きな問題として取り上げられました。政府もついにこの要求の正しさを認め、1962年に法律をつくって、1964年から教科書が無償ですべての子どもたちに配られることになりました。

私たちが今、何気なく手にしている一冊一冊の教科書には、このような血のにじむような厳しい運動の歴史があるのです。私たちも、国民の権利を守ろうとして立ち上がり、運動を進めていった人々の姿に学び、基本的人権を尊重し、正しいことの通る社会をつくっていくために、努力していこうではありませんか。

# 新しい教科書を手にするみなさんへ

平成31年4月9日

( )年( )組( )番 名前( )

## 日本国憲法 第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

(1) 新しい教科書を受け取った気持ちはどうですか。

---

---

---

(2) その新しい教科書を、今後どのようにあつかおうと思いますか。

---

---

---

(3) 今日、学習したことの感想を書いてください。

---

---

---

---

---

---

---

---